

## 第39回消費者教育推進会議

「消費者市民社会の形成とエシカル消費の推進について」

農林水産省

# 目次

## 1. 説明施策

- 1-1. みどりの食料システム戦略..... 2
  - ・環境負荷低減の見える化等
  - ・加工食品のカーボンフットプリントの取組推進
- 1-2. 適正な価格形成に向けた消費者理解の促進 ..... 4

## 2. 参考施策

- 2-1. あふの環プロジェクト ..... 6
- 2-2. 食育 ..... 7
- 2-3. 地産地消 ..... 9
- 2-4. 有機農業産地づくり推進事業 ..... 11
- 2-5. クリーンウッド法 ..... 14
- 2-6. 水産エコラベル等の認証・普及..... 15

# 1. 説明施策

# 農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

- **みどりの食料システム戦略**に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」を進めます。
- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用低減、バイオ炭の施用、水田の水管理などの栽培情報を用い、**定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすく表示**します。
- 米については、**生物多様性保全**の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示できます。
- 農産物等にラベル表示するための基本的な考え方と、算定・表示の手順を整理したガイドラインを策定し、令和6年3月に「見える化」の本格運用を開始しました。(登録番号付与395件 令和6年9月末時点)(販売店舗等578か所 令和6年9月末時点)
- 生産者・事業者に対する算定支援や販売資材の提供を引き続き実施するとともに、「見える化」した農産物が優先的に選択されるよう、**各種調達基準への位置づけや消費者の購買意欲を高めるための民間ポイントとの連携**を検討します。

詳しくは  
農林水産省HPへ



## 温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(\%)}$$

排出(農薬、肥料、燃料等) - 吸収(バイオ炭等)

★ : 削減貢献率5%以上  
★★ : // 10%以上  
★★★ : // 20%以上



見る × 選べる  
みえるらべる

## 生物多様性保全への配慮

※米に限る

<取組一覧>

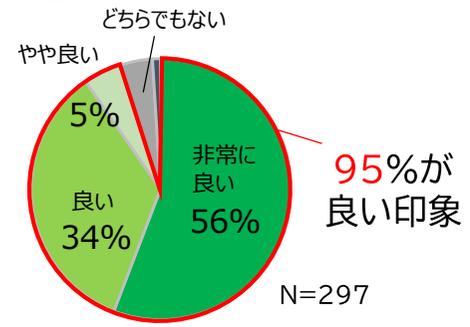
化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減(5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

★ : 取組の得点1点  
★★ : // 2点  
★★★ : // 3点以上

## 消費者へのわかりやすい表示

【令和4年度・令和5年度 実証より】

店舗への印象



取組者からは、  
・既存の栽培データで簡単に算定ができた  
・ラベルを付けたことで売上が伸びたとの声。

## 対象品目：23品目

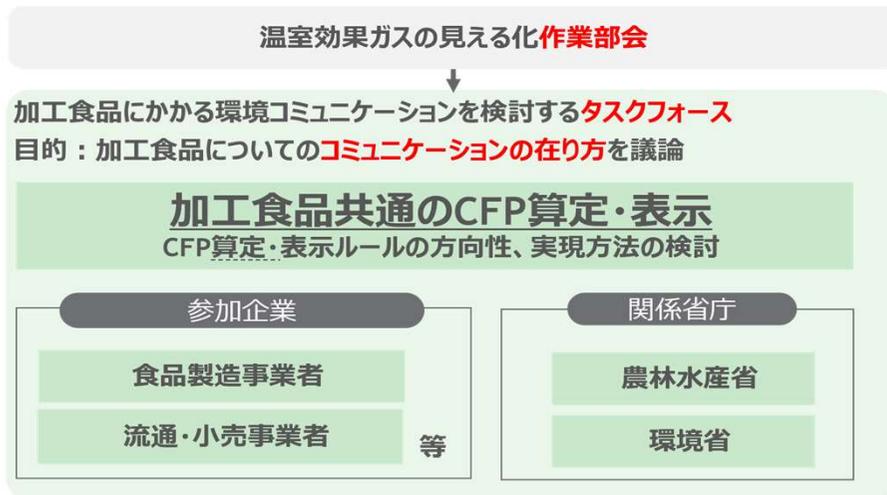
米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、ミニトマト(施設)、なす(露地・施設)、玉ねぎ、白ねぎ、ほうれん草、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、いちご(施設)、茶

※括弧書きがないものは全て露地のみ

# フードサプライチェーンにおける脱炭素化の「見える化」の推進

- フードサプライチェーン全体での脱炭素化の実践と、その「見える化」を進めるため官民で食品産業における取組について議論。
- 農林水産省では、令和5年度に加工食品共通のCFP（カーボンフットプリント）算定ガイド案の妥当性の確認、課題の抽出のための実証を行い、**算定ガイド案と実証結果を公表（令和6年8月）**。
- 加工食品共通のCFP算定・表示ルールの方角性、実現方法について、引き続き官民で検討し、算定ガイドをとりまとめ。

## ・官民での協議体



## 官民の協議体で提案された加工食品共通の算定ルールのあり方

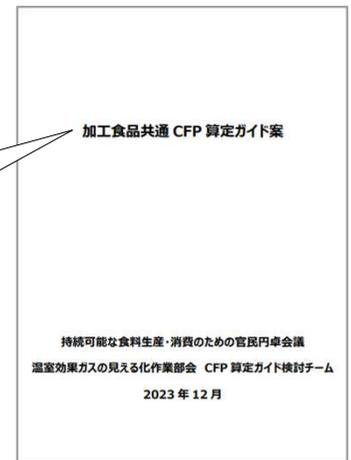
- ・小規模な事業者にも分かりやすく、取り組みやすいルールとすること
- ・なるべく低コストかつシンプルなアプローチであること
- ・カーボンフットプリントガイドラインなど、国内/国際的なルールに整合していること

## ・加工食品共通のCFP算定ガイド案

食品関連事業者を中心に、CFP算定を行う際に参照できる定義や考え方を業界の自主算定ルールとしてまとめたもの

### ポイント

- ・算定単位・粒度
- ・ライフサイクルステージ・対象プロセス
- ・カットオフの考え方
- ・1次データ、2次データの取扱い等を規定



## ・CFP算定実証

令和5年度に算定実証を行い、ガイド案の妥当性を確認し、課題等を抽出。令和6年度も継続して実施予定。

参加企業 (五十音順)	イオン株式会社	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 株式会社イトーヨーカ堂	明治ホールディングス株式会社
商品名	キャノーラ油ハーフ (500g)	明治おいしい牛乳 (900ml)	
製品名称	食用なたね油	牛乳	
製品イメージ			

詳しくはこちらをご参照ください。



- 消費者をはじめとするフードチェーンの各段階の関係者に対して、インターネットや店頭サイネージなどを活用し、食品の生産・流通に関わる実態並びに生産資材、原材料等のコスト高騰の状況及び背景についてわかりやすく伝える広報を行い、各段階での適正な価格形成に向けた環境を整備。
- コンセプト「**売る人にも、買う人にも、育てる人にも。フェアでいい値を考える。**」

## ○特設サイト

制作した各種コンテンツ（動画）を農林水産省のHPに掲載。



キービジュアル



コンセプト動画

## ○体験学習の様子（動画）

親子を対象に、酪農体験を通じて、食品の値段について考えて頂くイベントを開催。また、その様子をYouTubeでも配信中。



餌代等の説明



子牛への哺乳体験

## ○生産者インタビュー動画

生産者等のインタビューを通じて、コストが上昇している生産現場の窮状に加え、こうした状況に対応策を講じる頑張りなども発信。



畜産農家



豆腐製造者

## ○ アニメ作品とのコラボレーション

『あはれ！名作くん』（Eテレ（2016～2022））と親子や若者向けに食品の値上げ等の背景について、端的に分かりやすく伝える動画を制作し、YouTubeで配信中。

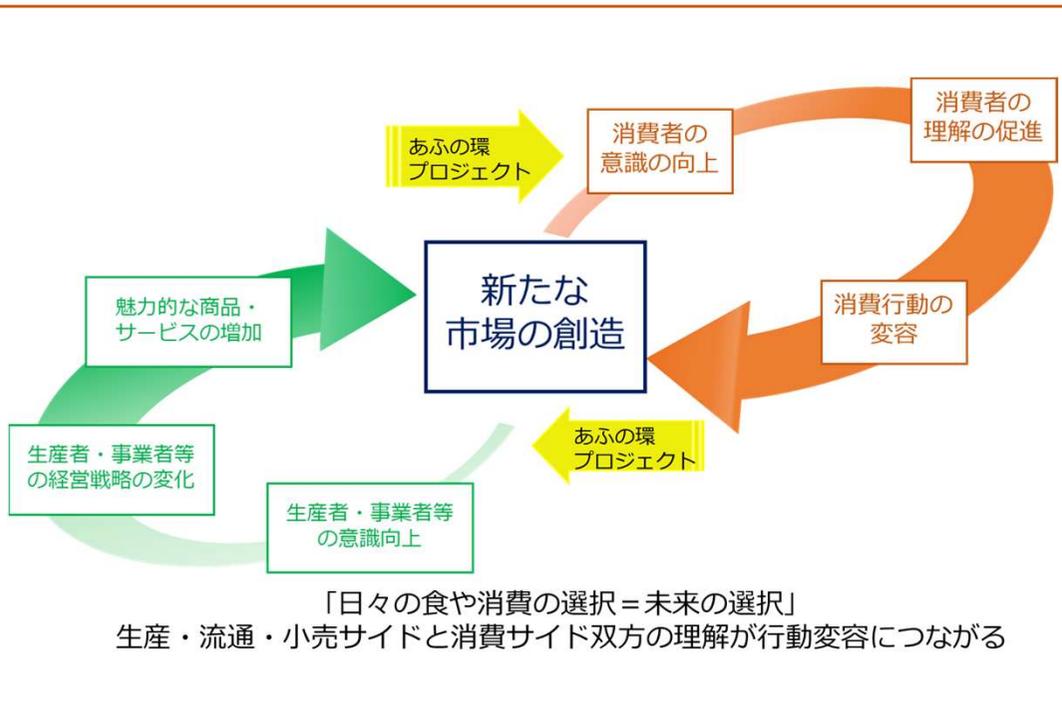
各団体のHPに当プロジェクトのリンク掲載を積極的にお願いたします。  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fair-price-project/index.html>



## 2. 参考施策

- 農林水産省では、持続可能な生産と消費を促進するため、消費者庁、環境省と連携し、2020年6月に「あふの環2030プロジェクト」を立ち上げました。
- 生産側と消費側それぞれの取組を促進し、互いに意識・行動を変えていくことで、新たな市場の創出を目指します。

## 持続可能なサプライチェーンの確立に向けて



## あふの環プロジェクトにおける活動

### サステナウィーク



### サステナワード 伝えたい 日本の“サステナブル”



### あふの環勉強会



## サステナウィーク2024

期間：2024年9月14日（土）～27日（金）  
一人でも多くの人に「食と農林水産業のサステナビリティ」を知ってもらうため、メンバーとともに一斉に情報発信を行います。

## サステナワード2024

募集期間：2024年8月6日（火）～11月15日（金）  
食と農林水産業のサステナブルな取組を紹介する動画を募集し、とくに優れた作品について表彰。

あふの環メンバー募集中です！  
入会を希望される方は右のQRコードより詳細をご確認ください。



# 第4次食育推進基本計画

## 第4次食育推進基本計画（令和3年度～令和7年度）

令和3年3月31日 食育推進会議決定

### 食育基本法

（平成17年法律第63号（衆法））

目的：食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること

### 食育推進会議

（食育基本法第26条）

会長：農林水産大臣  
委員：関係する国務大臣  
民間有識者

### 食育推進評価専門委員会

（食育推進会議会長決定）

構成員：食育推進会議の民間有識者等

### 食育推進基本計画

（食育基本法第16条）

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるもの

#### <食をめぐる現状・課題>

- ・農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・食品ロス（推計）約472万トン（令和4年度）
- ・新型コロナによる「新たな日常」への対応
- ・社会のデジタル化
- ・持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント

#### はじめに

#### 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- ・SDGsの考え方を踏まえながら多様な関係者が相互に連携・協力して総合的に推進

##### 1. 重点事項

###### <重点事項>

###### 国民の健康の視点

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進



###### <重点事項>

###### 社会・環境・文化の視点

持続可能な食を支える食育の推進

<横断的な重点事項> 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

横断的な視点

・これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

##### 2. 基本的な取組方針

#### 第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方
2. 食育の推進に当たっての目標（16目標・24目標値）

#### 第3 食育の総合的な促進に関する事項

##### 具体的な施策

##### 1. 家庭における食育の推進：

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進

##### 2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

##### 3. 地域における食育の推進：

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

##### 4. 食育推進運動の展開：食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

##### 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進

##### 5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

##### 6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

#### 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

# 農林水産省における食育の取組

## 食育月間、食育推進全国大会、食育活動表彰

- 食育推進基本計画では毎年6月を「食育月間」と定めている。
- 毎年6月、地方公共団体との共催により「食育推進全国大会」を開催している。令和6年度は大阪府で開催し、令和7年度は徳島県にて開催予定。
- 食育の推進に取り組む者を対象とし、農林水産大臣賞や消費・安全局長賞等を設定し、功績をたたえ、その取組内容を広く周知することを目的として、「食育活動表彰」を実施。



食育月間ポスター 第9回食育活動表彰チラシ 第19回食育推進全国大会

## 全国食育推進ネットワーク（みんなの食育）

- 食育の推進に向け、幅広い関係者が、それぞれの活動を生かしながら連携・協働し、食育活動を推進する体制の強化を図っている。
- 新たな日常やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法や知見を情報共有。



全国食育推進ネットワークサイト

## 食育白書

- 食育に関する施策や事例等を記載した「食育白書」を毎年作成し、国会に提出するとともに公表。
- 令和5年度食育白書では、特集1として「農林水産業に対する国民理解の醸成」、特集2として「子供・若い世代を中心とした食育の推進」を取り上げ、食育の取組状況などについて紹介。



## 消費・安全対策交付金による地域の食育の取組支援 (令和6年度予算額：1,720百万円の内数)

- 地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進。

### 支援メニュー

- ・食文化継承等のための取組
- ・学校給食における地場産物等活用の促進
- ・農林漁業体験の取組
- ・共食の場における食育活動 等

### 支援事例

#### 【苦手な野菜の栽培体験や調理体験】

ベル農会（三重県）  
あえて一般的に子供が苦手とするピーマンを題材とし、嫌いな食べ物をなくすきっかけとするため、栽培体験や調理体験を実施。



#### 【高校生による地場産物を活用したメニュー開発】

坂出市（香川県）  
地場産物を学校現場における「生きた教材」として、より効果的に子どもたちに伝えるため、高校生が給食メニューを開発。





(六次産業化・地産地消法 第25条)

○国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)をその生産された地域内において消費すること(消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。)

○地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費すること。

## 基本理念

- 生産者と消費者との結びつきの強化
- 地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化
- 消費者の豊かな食生活の実現
- 食育との一体的な推進
- 都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進
- 食料自給率の向上への寄与
- 環境への負荷の低減への寄与
- 社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進

## 取組の具体例



学校給食や社員食堂での地場産農林水産物の利用



地場産農林水産物を活用した加工品の開発



直売所での地場産農林水産物の直接販売



地域の消費者との交流・体験活動

# 地産地消の取組の状況 施設給食での地場産農林水産物の活用推進(学校給食)

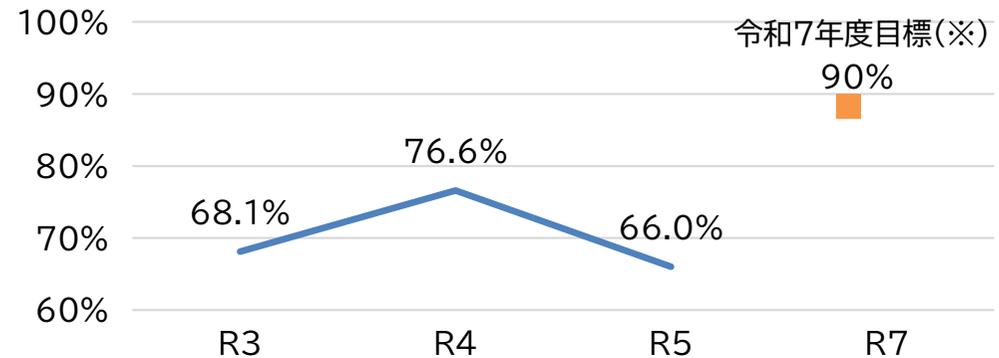
資料2-3

- 学校給食における国産食材及び地場産物の使用状況は令和5年度で国産食材が88.6%、地場産物が55.4%。
- 地場産物の学校給食への利用を促進していくため、給食現場と生産現場との間の意見を調整する地産地消コーディネーターの派遣を通じて、納品ルートの確立、地場産物を使ったメニューの開発などを支援。

## ■ 学校給食における地場産物・国産食材の利用状況 (金額ベース)

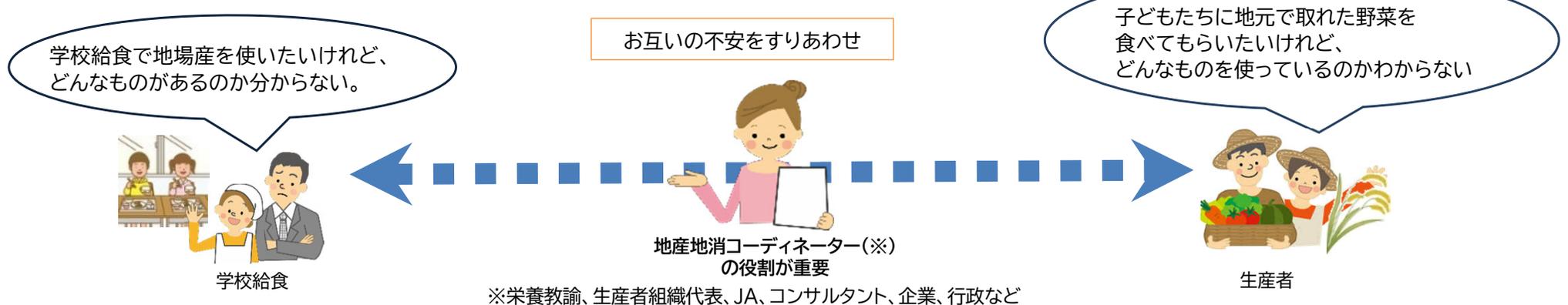
	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地場産物	52.7%	—	56.0%	56.5%	55.4%
国産食材	87.0%	—	89.0%	89.2%	88.6%

## ■ 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合



(※)第4次食育推進基本計画(令和3年3月策定)にて、「学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合を90%以上とすることを旨とする」とする目標を設定

## ■ 地産地消コーディネーター【地域の食の絆強化推進運動事業】



## ● 地産地消コーディネーターの派遣実績

平成28年度:6地区 平成29年度:8地区 平成30年度:7地区 令和元年度:9地区 令和2年度:9地区 令和3年度:12地区 令和4年度:15地区 令和5年度:8地区 (令和3年度、4年度はフォローアップ派遣、ステップアップ派遣(※)を含む)

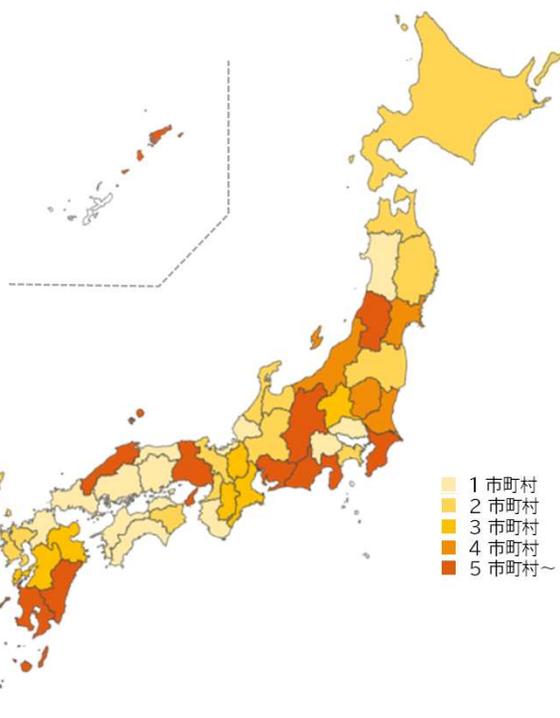
(※)フォローアップ派遣:過去の派遣先を対象に1名のコーディネーターを1回派遣  
ステップアップ派遣:通常派遣の選定外となった応募者(希望者のみ)に1名のコーディネーターを1回派遣

○有機農業の面積拡大に向けて、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』を2025年までに100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進。

○令和3年度補正予算からみどりの食料システム戦略推進総合対策により支援を開始し、現時点で45道府県129市町村で取組開始。

【実施市町村】

都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道	② (安平町、旭川市)	三重県	③ (尾鷲市、名張市、伊賀市)
青森県	② (黒石市、五戸町)	滋賀県	③ (甲賀市、近江八幡市、日野町)
岩手県	② (花巻市、一関市)	京都府	② (亀岡市、京丹後市)
宮城県	④ (登米市、栗原市、大崎市、加美町)	大阪府	② (堺市、泉大津市)
秋田県	① (大潟村)	兵庫県	⑨ (豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、淡路市、神戸市、朝来市、加東市、上郡町)
山形県	⑦ (米沢市、鶴岡市、新庄市、川西町、山形市、酒田市、高島町)	奈良県	③ (宇陀市、天理市、山添村)
福島県	② (二本松市、喜多方市)	和歌山県	① (かつらぎ町)
茨城県	④ (常陸大宮市、石岡市、笠間市、かすみがうら市)	鳥取県	① (日南町)
栃木県	④ (小山市、市貝町、塩谷町、栃木市)	島根県	⑤ (浜田市、大田市、邑南町、吉賀町、江津市)
群馬県	③ (甘楽町、高山村、みなかみ町)	岡山県	① (和気町)
埼玉県	② (小川町、所沢市)	広島県	① (神石高原町)
千葉県	⑥ (木更津市、佐倉市、神崎町、成田市、いすみ市、多古町)	山口県	① (長門市)
神奈川県	② (相模原市、小田原市)	徳島県	② (小松島市、海陽町)
山梨県	① (北杜市)	香川県	① (三豊市)
長野県	⑥ (辰野町、松川町、飯田市、飯綱町、伊那市、佐久市)	愛媛県	① (今治市)
静岡県	⑥ (掛川市、藤枝市、川根本町、静岡市、富士宮市、伊豆の国市)	高知県	① (馬路村)
新潟県	④ (佐渡市、新発田市、五泉市、阿賀野市)	福岡県	① (うきは市)
富山県	② (南砺市、富山市)	佐賀県	② (上峰町・みやき町)
石川県	② (珠洲市、羽咋市)	長崎県	② (南島原市、雲仙市)
福井県	① (越前市)	熊本県	③ (南阿蘇村、山都町、菊池市)
岐阜県	② (白川町、飛騨市)	大分県	③ (佐伯市、臼杵市、豊後高田市)
愛知県	⑥ (東郷町、南知多町、岡崎市、大府市、美浜町、武豊町)	宮崎県	⑤ (綾町、高鍋町・木城町、えびの市、宮崎市)
		鹿児島県	⑤ (南さつま市、湧水町、南種子町、徳之島町、姶良市)



令和5年度93市町村



新たに36市町村で取組を開始

令和6年度129市町村

# オーガニックビレッジの創出拡大 オーガニックビレッジ全国集会について

資料2-4

- みどりの食料システム戦略で掲げる有機農業の拡大目標の実現に向けて、市町村主導で有機農業の拡大を実践する「オーガニックビレッジ」を創出。
- 本年1月、坂本農林水産大臣の御出席のもと、オーガニックビレッジの首長を始め、有機農業者や実需者等の関係者が一堂に会するイベント「全国集会」を開催し、約1,000名が参加。
- 全国集会では、市町村長から学校給食での活用等の取組や地域における創意工夫、有機農業に関わる技術指導団体や流通事業者等から取組を報告。

## 【全国集会の様子】



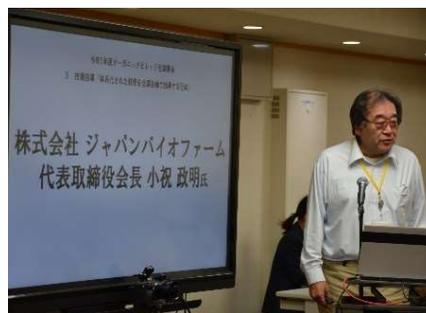
挨拶を行う坂本大臣



オーガニックビレッジの報告  
(長野県松川町 北沢町長)



講演いただいた市町村長と坂本大臣



技術指導団体の講演  
(株)ジャパンバイオフィーム 小祝氏)

日時：令和6年1月15日（月）

講演者：

### 市町村

- ・北海道安平町
- ・長野県松川町
- ・山形県川西町
- ・兵庫県豊岡市
- ・福井県越前市
- ・島根県浜田市

### 流通等事業者

- ・楽天農業(株)
- ・(一社)次代の農と食をつくる会

### 技術指導団体

- ・(株)ジャパンバイオフィーム
- ・NPO 法人民間稲作研究所
- ・(一社)MOA 自然農法文化事業団
- ・(株)マイファーム

# 有機農業の取組の優良事例

## 令和5年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール（有機農業・環境保全型農業部門）

資料2-4

より詳しくはこちら→



### 農林水産大臣賞

#### 農事組合法人 大矢野有機農産物供給センター（熊本県上天草市）

- ・1984年にカンキツ生産者7名により「大矢野有機の会」発足。1992年に農事組合法人を設立し、県内全域に組合地区・生産拠点を拡大。
- ・全生産ほ場で有機栽培及び特別栽培を実施しており、このうち9haで有機JASを取得。
- ・自社の有機肥料生産施設において、米の精（米ぬか）や魚かす、鶏糞等の地域資源からボカシ肥料（有機JAS適合）を製造し、組合員に販売。
- ・高糖度で品質の良い有機農産物等を供給するため、カンキツ光センサー選果機や集出荷施設を整備。

面積：50ha（うち有機：約11ha）  
構成員：88人  
品目：カンキツ、タマネギ、ニンジン他  
約9種類の果樹・野菜



### 農産局長賞

#### 佐久ゆうき合同会社（長野県佐久市）

- ・2009年に、地域の有機農業者のほか、地域市場（現 株R&Cながの青果佐久支社）を事務局とする有機農産物の任意の出荷団体「佐久ゆうきの会」を結成。2023年に合同会社化。
- ・生産者16名全員が有機JAS認証を取得。販売実績は設立当初から4倍以上の1.7億円を達成。
- ・受発注やトラックの手配・配送、代金回収等の販売機能を流通事業者へ委託する方法で完全に外部化。
- ・自社で開発したクラウドシステムにより、栽培計画と受発注の状況を全生産者と取引先で共有化。

面積：80ha（うち有機：約60ha）  
構成員：16人  
品目：かぼちゃ、ズッキーニ、トマト他  
約18種類の野菜



### 農産局長賞

#### 有限会社 土遊野（富山県富山市）

- ・1995年に設立。棚田中心の中山間地での循環型有機農業で、年間売上約8千万円を達成。
- ・地元企業の酒かすやおから等の食品残渣など地域資源から堆肥を生産し、地域農家にも提供。  
自社養鶏飼料には減農薬で生産した飼料用米や地元の野菜残渣等を使用し、有畜複合循環型農業を実践。
- ・有機農産物の販売に加え、有機米を原料とした米粉や焼き菓子、有機酒・みりん等の製造・販売を実施。
- ・県内外の有機農業の学校での講演、里山野外教育体験の実施等により有機農業を普及。

面積：約35ha（うち有機：約28ha）  
構成員：15人  
品目：水稲、大豆、麦類、養鶏他



### 農産局長賞

#### 株式会社 ビオ・マーケット（大阪府豊中市）

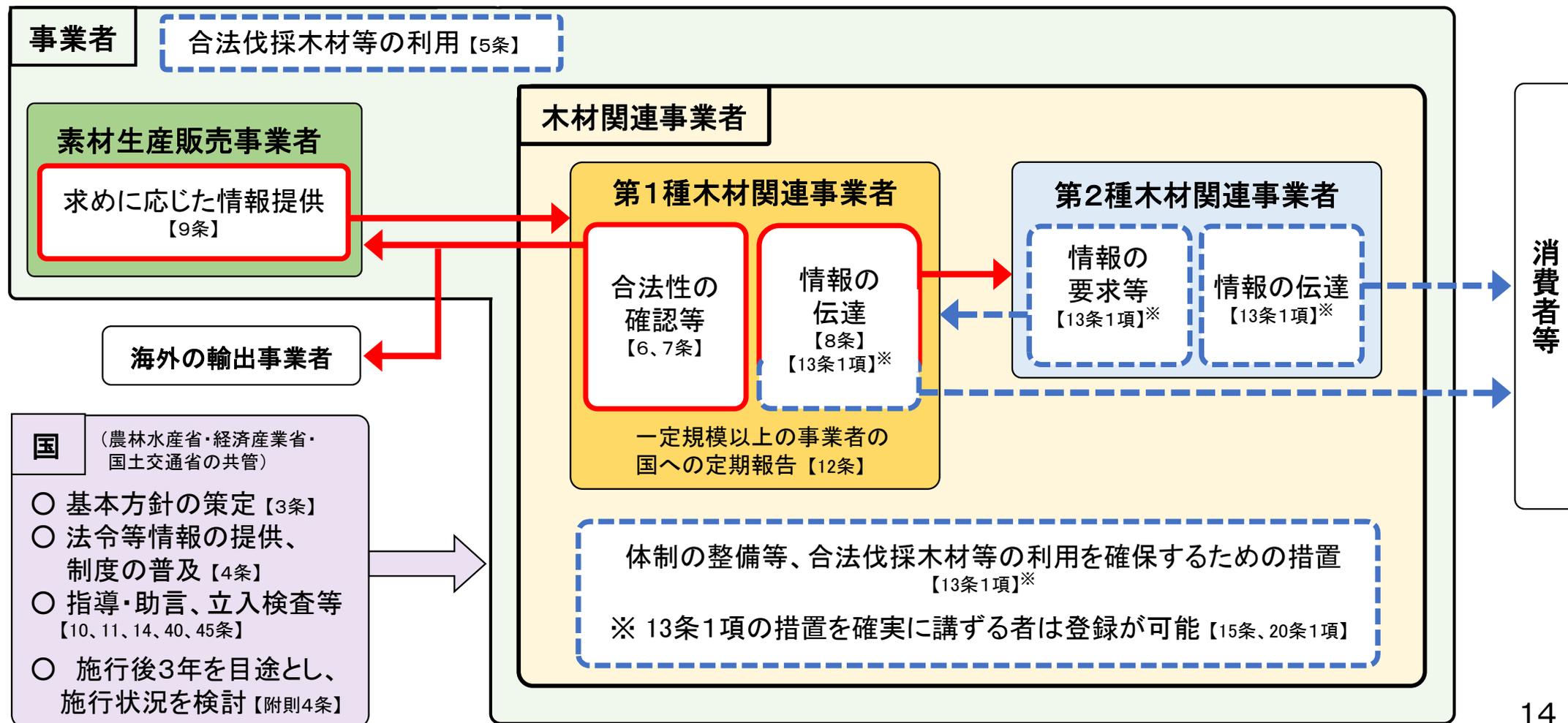
- ・有機JAS制度開始前の1983年に創業。全国約300件の生産者から有機農産物を集荷し、各地の小売事業者へ販売するほか、宅配事業も展開。多様な産地との契約によって、タマネギ、ニンジン等十数品目で通年出荷を実現。
- ・地域内の生産者を繋いだ共同物流を構築するなど、流通の合理化に取り組むことで、流通コストを低減し、生産者の収益確保と消費者の手の届きやすい価格設定を両立。
- ・複数市町村の公立学校の給食に有機農産物を提供するほか、保育園に対して有機加工食品等を提供。

構成員：社員54人、パート227人



- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

→ : 義務    
 → : 努力義務



- 水産エコラベルは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを表示するスキームのこと。

## 水産エコラベルの背景

○1995年に、FAO(国連食糧農業機関)総会で「責任ある漁業のための行動規範」を採択



Food and Agriculture  
Organization of the  
United Nations

〔 環境と調和した持続的な水産資源の利用や生態系の保全に関する理念、基本原則が示される 〕

➡ 水産資源の管理や生態系保全等の行動規範を具体化する水産エコラベルについて検討が始まる

〔 ○1997年に、MSC(海洋管理協議会)設立、MSC認証を旗揚げ【イギリス】 〕



○2005年に、FAO水産委員会で「海洋漁業からの漁獲物と水産物のエコラベルのためのガイドライン」を採択(2009年改訂)

〔 ○2007年に、MEL(マリン・エコラベル・ジャパン)設立、MEL認証を旗揚げ【日本】 〕



〔 ○2010年に、ASC(水産養殖管理協議会)設立、ASC認証を旗揚げ【オランダ】 〕



○2011年に、FAO水産委員会で「養殖業及び内水面漁業に関する認証スキームの国際的なガイドライン」を策定

⇒ 世界中で多数の水産エコラベル認証スキームが誕生

## ○水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定)

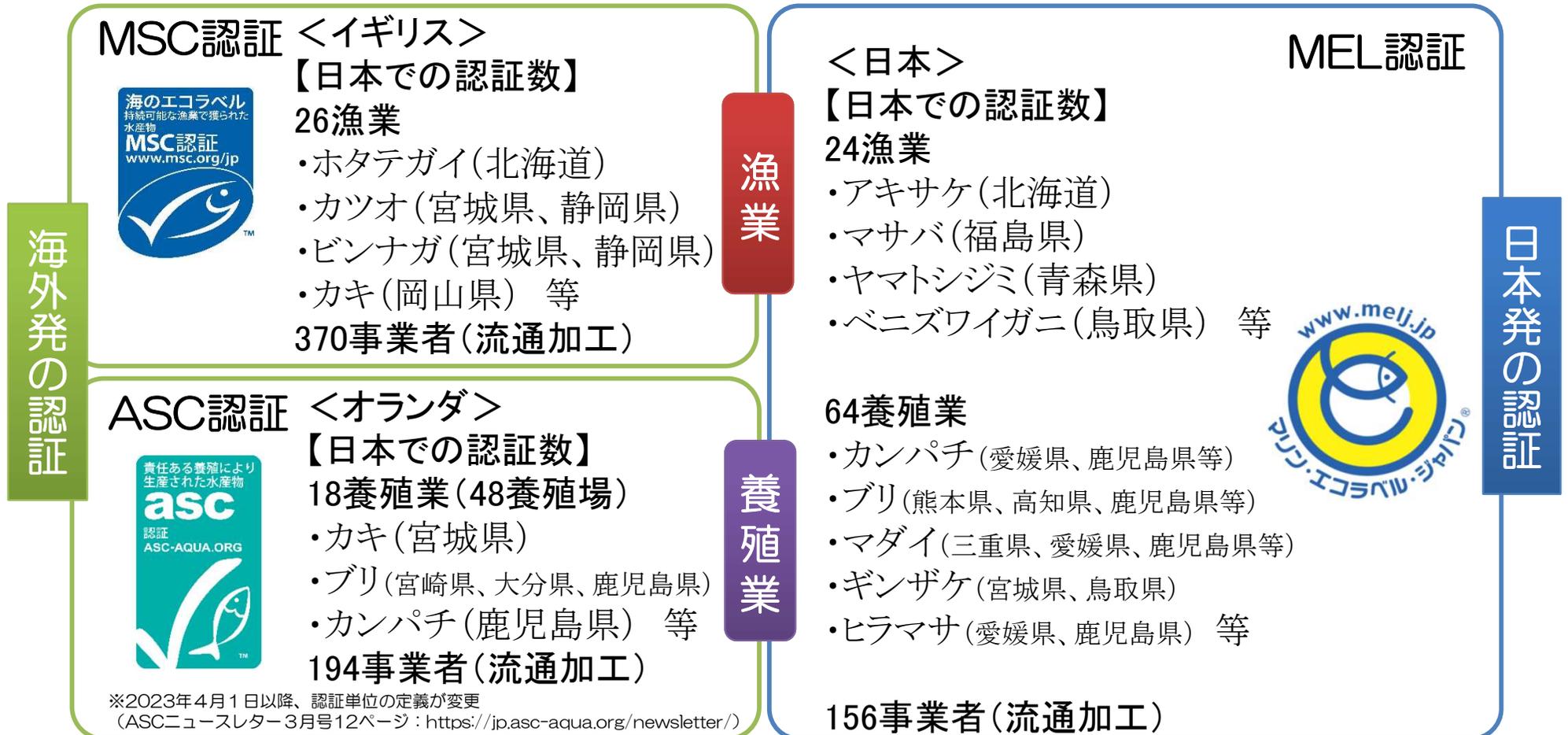
### 第2-Ⅲ-3-(3)

#### イ) 水産エコラベルの活用の推進

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの活用に向けて、水産加工事業者や小売事業者の団体への働きかけを通じて、傘下の水産加工・流通業者による水産エコラベル認証の活用を含めた調達方針等の策定を促進する。

また、インターナショナルシーフードショーをはじめとする国際的なイベント等において、我が国水産物の水産エコラベル認証製品を積極的に紹介し、海外での認知度向上を図るとともに、マスメディアやSNSなどの媒体等を通じ、国内消費者に対し取組への理解の促進を図る。

日本国内で主に活用されている水産エコラベル認証



※認証数は令和6年3月31日時点(水産庁調べ)